

## 第4章 施策の展開

### 第1節 地域のつながりづくり

#### ① 交流の促進

##### 現状と課題

少子高齢化や過疎化の進行により、地域社会を維持することが困難になっている地域や、単身世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、住民同士のつながりの希薄化が生じています。希薄化は、地域の活力を低減するだけでなく、問題を抱えていても誰にも相談できずに孤立してしまったり、話相手がおらず閉じこもりがちになったりするおそれがあります。今後は、各地域の実情に応じて持続可能な地域づくりを進めるとともに、気軽に集まれる交流の場をつくっていくことが必要です。

また、地域コミュニティ内の交流だけでなく、学校との連携、外部との交流など、多様な交流を育み、地域のつながりをつくっていかなければなりません。

#### 施策 1

#### 地域内での交流促進と担い手確保

##### (1)地域の集落機能維持への取組

過疎化や高齢化の進行が著しい周辺部では、地域住民の閉塞感や将来への不安が大きく、地域コミュニティを維持していくことが困難になりつつあります。そこで、地域の実情に詳しい人材に地域の様々な活動に関わってもらい、地域団体の活動支援等を行いながら、地域内での交流を促進する集落支援員を配置するとともに、都市住民を地域おこし協力隊として受け入れ、外部の視点で地域の宝や資源を見い出し、地域に活力を生む取組を継続して進めます。

##### (2)地域活性化への支援と拠点の整備

地域活動にあたっては、基礎的団体である自治会等が中心的となって活動しており、特に共助の部分では大きな役割を担っています。その自治会等が行う地域活性化の取組や公民館等の拠点の整備、地域振興を図ることを目的に行う事業に対し、経費助成などを行い、地域コミュニティの維持を支援していきます。

また、市民活動団体等に対しても地域活性化のために企画・実行する事業に対して補助を行い、地域に根差した活動を支援します。とりわけ、若い世代への補助にも力を入れ、若い世代が地域で交流し、担い手となる活動を支援します。

### (3)閉じこもりがちな高齢者への支援

高齢化が進む中で、自宅に閉じこもりがちな方や他者との交流のきっかけがつかめない方がいます。そこで、公民館等の身近な施設で定期的な通いの場、あるいは交流の場を提供し、高齢者の生きがいづくりと他者との交流促進を図ります。これにより、住み慣れた地域で生活し続けるための介護予防にもつながります。

### (4)学校運営への参画による地域づくり

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化してきており、未来を担う子どもたちのたくましく、心豊かな成長のためには、学校と地域の連携・協働が重要です。そこで、学校運営に地域の人々や保護者が参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）を推進し、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動の実践に地域のニーズを反映させるとともに、地域ならではの特色ある学校づくりを行います。

### (5)福祉と農業の連携

市における第1次産業の就労人口は減少が進んでおり、担い手の確保が大きな課題となっています。一方、障がい者の働く場については、まだまだ不足している状況です。そこで、障がい者が地域で自身の特性を生かして活躍できるための一つの方法として、障がい者の働く能力と農業・林業作業のマッチングを行い、地域活性化とともに担い手確保を目的に農福連携の推進を図ります。

## 施策2 活動環境づくり

### (1)住民自治組織の設立に向けた取組

市内周辺部においては人口減少や高齢化等が著しく、そのため、集落機能の維持などが困難になります。住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるためには、住民自らが活動する環境をつくり、自治の領域を広げることが、持続可能な地域をつくっていくことにつながります。そこで、集落機能の維持が困難になりつつある地域を対象として、住民自らの意志と活動によって地域活動を行う「住民自治組織」の設立を促進し、安心して快適に暮らせる地域づくりに向けた取組を行います。

### (2)高齢者の活動環境づくり

高齢者の生涯学習の場や活動の場を提供し、地域で生きがいを持って暮らしていく環境をつくることは、高齢化が進む中、ますます重要であり、それは健康寿命の延伸や認知症予防にも効果が期待できます。

中央公民館では、講座の開催や芸術・文化に関わる8種類のクラブ活動のほか、専門学生との交流事業を実施し、また、老人福祉センターでは農園の貸出しや趣味の教室、老人クラブ会員の文化活動の発表の場としての「生きがいグループ合同発表会」、各種スポーツ大会の支援を行うなど、生きがいと健康づくりに積極的に参加しやすい環境づくりを進めます。

### **(3)ふれあい宅配講座の実施**

市民等の団体・グループが要望する集会等に市職員等が出向き、市政の説明や講演などを行う「ふれあい宅配講座」を開講し、市民への学習機会の充実及び意識啓発の促進、市民相互の生涯学習のまちづくりを推進し、市民が考え、活動する環境づくりを支援します。

### **(4)子どもの居場所づくり**

人口減少や家族形態の変化により、地域のつながりが希薄化し、子どもたちの「人と関わる」機会が減少しています。そのため、地域住民の参画を得ながら、公民館や放課後の学校の空き教室を利用した学習の支援やスポーツ・体験活動等の取組を通じて地域の人との交流を行うことにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境を整備します。

また、子どもの孤食の解消や安心・安全な子どもの居場所づくりを目的に、食事の提供と学習支援や体験活動を実施する団体等を支援することで、貧困等様々な課題を抱える子どもの居場所づくりに努めます。

### **(5)地区集会所の機能充実**

地区集会所は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、さらなる事業の充実が求められています。地区集会所が地域社会の中で、人権講座など各種事業を通じた人権啓発における住民交流の拠点として、多くの住民が集い交流を促す環境づくりに努めます。

## ② 福祉意識の醸成

### 現状と課題

市では、これまで自治会や企業、公民館等の様々な団体に対し、また、全市民を対象とした講演会を開催するなど、人権教育・啓発に取り組んできましたが、依然として差別事象が発生するなど、課題が残されています。

改正社会福祉法第4条では、地域福祉の推進にあたって、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意することが明記されています。人権問題もその地域生活課題に含まれるため、地域づくりや交流の場をつくっていくにあたり、参加を阻害しない人権に対する意識、または支えあいや助け合いといった福祉意識を醸成していかなければなりません。

### 施策1 人権教育・啓発の推進

#### (1) 人権啓発の取組

地域福祉を推進するにあたっては、福祉の問題・課題解決を試みるだけでなく、様々な分野の活動に参加する機会を阻害する、部落差別を含む差別の解消を地域生活課題として考え、その解決を図るよう留意しなければなりません。平成28年に施行された人権三法（「部落差別解消推進法」等）や「日田市部落差別等をなくし人権を守る条例」に基づき、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の解消に向け、人権教育・啓発活動を推進します。推進に際しては、地域や職場などあらゆる場において、人権問題に対する正しい理解と認識を深める学習会等を開催するなど市民啓発を推進するとともに、地域住民をはじめ広く市民との交流を目的とした人権フェスティバルを開催するなど、人権意識の高揚を図っていきます。

また、地域福祉の現場で活動する民生委員等にも研修・啓発を行い、地域福祉の推進に取り組みます。

#### (2) 障がい者差別解消への取組

障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が障がいの有無に関わらず、ともに生活できる共生社会を実現することを目的に、「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を平成31年4月に施行しました。この条例に定められている障がい者への差別的取扱いや虐待の禁止、合理的配慮の提供、障がいや障がい者への相互理解を促進するとともに、障がい者への理解を深めるための周知と啓発に継続的に取り組んでいきます。

### (3)男女共同参画の推進

男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参加することによって、地域コミュニティが強化され、地域力の向上につながります。そのため、男性も女性も社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等にあらゆる分野で社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うべき社会を目指した取組、啓発活動を支援し、男女共同参画を推進します。

## 施策2

### 学校教育における福祉教育の推進

#### (1)福祉教育をはじめとする人権教育の推進

人権教育・啓発については、子どもの頃からの発達段階に応じた学習、体験がとても大切です。学校教育において、児童生徒が「福祉」について考え、地域福祉活動へ参画していく資質を培うことをねらいとした福祉教育をはじめとする人権教育を推進するため、障がい者や高齢者等の現状や支援の内容を学べる資料を提供し、学習を支援するとともに、講演会講師やゲストティーチャー等の派遣を行い、講演や活動を通して障がい者や高齢者等への理解を進める機会を提供します。

#### (2)福祉体験等による福祉教育（社会福祉協議会事業）

福祉協力校として登録した小・中学校及び高校の児童・生徒に対し、車椅子やアイマスクを体験してもらったり、地域ボランティア活動を実践してもらったりすることで、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりや社会福祉奉仕の実践力を身につけてもらう取組を推進します。

## 施策3

### 社会教育における福祉教育の推進

社会教育において、人権啓発活動に取り組むことは、福祉意識の醸成という観点から今後より一層重要となってきます。そのため、地区公民館と連携して人権講演会や連続したプログラムでの講座を開催し、市民意識の向上を図っていきます。

また、それぞれの地域において、人権学習の推進・啓発のリーダー（ファシリテーター）の育成を図るとともに、育成した人材の活動の場を提供し、市全域での人権・福祉教育の推進に取り組んでいきます。

## 第2節 支えあう地域づくり

### ① ボランティア団体等の育成・支援

#### 現状と課題

地域で行われている様々な活動の多くは、自治会長をはじめとする地域のリーダーを中心となって行われています。市民アンケートでも助け合いを進めていく上で期待する団体では自治会が最も多くなっています。

しかし、高齢化や人口減少等により、当該活動を担う人の活動負担が重くなったり、福祉分野の活動を担う人が減少したりするなど、地域福祉の担い手の育成や確保が急務となっています。

ボランティア活動に関しては、市民アンケートでは地域活動や福祉活動に参加してみたいという人が 20%以上おり、担い手の潜在的な可能性は十分ありますので、地域福祉の担い手不足という問題に対し、ボランティアやN P Oを活用し、様々な地域福祉の担い手が活動しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

#### 施策 1 ボランティア・N P O等の育成

##### (1) N P Oの育成

人口減少の進行により、地域に居住する人たちだけでは、地域づくりは進んでいません。市民が主体となったまちづくり活動を推進するため、ボランティアやN P Oの取組を支援するとともに、団体の育成を推進します。

支援にあたっては、N P Oが抱える課題を解決するために支援団体がN P Oのヒアリング等を行い、課題解決の施策を一緒に考え方にしていく伴走型の支援を行います。また、N P Oと市が協働可能な分野において、N P Oの専門性を活かした公共的な事業の企画案をN P Oが市に提案することで、市と協議しながら事業を実施していきます。

##### (2)ボランティアの育成・交流（社会福祉協議会事業）

ボランティアに対するニーズが多様化している中、様々なボランティアグループが活動を行い、継続していく上で、それぞれのボランティアグループがどのような活動を行い、必要なことは何か、重複した活動になっていないかなどを把握するとともに、それぞれが交流を持つことは大切です。ボランティア及びボランティアグループが連絡・協調して、情報及び意見の交換を行い、交流を深めることができる場を設置します。

また、交流の場を設置することにより、市民に対してボランティアの輪を広げ、併せて市民のボランティア活動への参加を促進していきます。

### **(3)女性人材の育成**

女性の中には、地域に貢献できる活動を展開したり、地域のために「何か行動したい」と考えたりしながら模索している人もいます。そういう女性が社会的立場において、これまで以上に活躍できるよう「日田市女性人材育成バンク"ゆいと"」の登録者等に対し講座の企画・運営を行ったり、講演会を開いたりするなど、女性人材の育成を図ります。

### **(4)こども食堂立ち上げのための人材育成（社会福祉協議会事業）**

子どもの成長を地域で応援していくという動きは年々大きくなっています。その手段の一つである食事を無料又は低価格で提供する「こども食堂」の設置は、大分県下においても増えつつあります。子どもの食事支援が目的の一つですが、「地域交流の場」として、さらには子どもの「見守りの場」として機能していることから、地域づくりにも有効です。

今後、日田市における拠点（居場所）作りを推進していく上で、立ち上げや運営に携わる人材の育成を行っていきます。

### **(5)学校安全ボランティアによる安全で安心できる学校の確立**

近年、通学路等において子どもたちが事件や事故に巻き込まれる痛ましい事案が全国各地で発生しており、地域社会全体で学校安全に取り組むことが必要になります。そのため、学校安全ボランティア（スクールガード）を地域住民に委嘱することにより、通学路において巡回活動や見守り活動をお願いし、安全に教育を受けられる環境を整備します。

### **(6)防災士の養成**

市では、近年「平成24年九州北部豪雨」や「平成28年熊本地震」、「平成29年九州北部豪雨」という大きな災害を経験し、地域防災力の強化など、減災につながる対策の充実強化が喫緊の課題となっています。自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得した防災士をすべての自主防災組織に配置するとともに、これまで養成した防災士を対象にスキルアップ研修を実施し、防災・減災へ取り組んでいきます。

### **(7)災害ボランティアネットワークの整備（社会福祉協議会事業）**

大規模な災害が発生した場合、災害復旧には大きな混乱が生じる可能性があります。そのため、災害対応を行う各種団体が、災害を想定し、ボランティア同士の役割分担や支援体制、備蓄及び備品の整備状況、研修や訓練の積み重ね等の強化、体制の確立を行う関係団体の連絡協議会を継続して設置し、災害発生に備えます。

## 施策 2

## 福祉団体等への支援

### (1)保護司への支援

保護司は、地域社会の中でボランティアとして、犯罪をした人や非行に陥った人たちの再犯を防ぎ、立ち直りに向けた援助を行うほか、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなどの更生保護活動に取り組んでいます。このような活動を行う日田保護区保護司会へ補助金を交付し、市民の安心・安全な生活につなげる支援を行います。

### (2)母子寡婦福祉会への支援

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援を行うためには、母子会の存在や、母子会が行う「児童対象の学習会」などの様々な活動が必要であり、ひとり親家庭にとっては、身近で気軽に相談できる存在となっています。

社会的・経済的に弱く不安定な立場にある母子家庭等の母親が、自助・相互扶助を目的に運営している日田市母子寡婦福祉会に対し補助を行い、同会の運営を安定させ、ひとり親家庭の福祉の向上を図ります。

### (3)子育て不安に対する支援

核家族化の進行により、子育て中の親が孤立し、悩みを抱え、子育てを負担に思う人がいる一方、自分の子育ての経験を役立てたいと考える人もいます。子育ての負担を軽減するとともに、地域における育児の相互援助活動を推進し、保護者が安心して育児ができる環境整備を図るため、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者（おねがい会員）と援助を行いたい者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、相互援助活動の支援を行います。

### (4)有償ボランティアの周知（社会福祉協議会事業）

家事援助等を必要とする人が多くなっているため、市民の自主的な参加と協力を得て、援助を必要とする人に対し、住民参加型在宅福祉サービスを有償で提供し、自宅で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。市民アンケートでの認知度は、とても低くなっていますので、今後は有償ボランティアの活動の周知にも努め、団体の支援を行っていきます。

## ② 地域福祉の担い手づくり

### 現状と課題

地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員や各地区社会福祉協議会の福祉委員等が現在活躍しており、また、市では運動を通して地域の高齢者の介護予防や健康増進を行う「運動リーダー」の育成や、認知症について正しく理解し、支援する「認知症サポーター」の養成などを行い、地域福祉の推進を図っています。

高齢化や生活福祉課題の多様化が進み、今後はさらに地域福祉を担う人の重要性が高まってくるため、民生委員・児童委員等に対する支援を充実したり、健康増進や介護予防に関する担い手の育成を継続したりする必要があります。

また、市民アンケートでも回答の多かった「困っている人と助けることができる人との調整をする人材」の育成など、高齢化や社会情勢の変化に対応した地域福祉の担い手づくりも必要になっています。

### 施策 1

#### 地域福祉の担い手の育成・確保

##### (1)運動リーダーの養成・支援

高齢者の運動機能の低下は、要介護状態につながる要因となることから、ひた健康運動リーダーを今後も養成し、介護予防につながる運動の知識の普及・啓発を行うとともに、ひた健康運動リーダーが地域で活動できるように支援を行い、市民一人ひとりの健康意識の向上を図っていきます。運動リーダーとなった後もフォローアップの研修会を定期的に実施し、継続した活動の支援を行います。

また、日田市は、壮年期以上の定期的な運動習慣の割合が低く、身近な地域で運動習慣の形成及び定着を図る必要があるため、ステップ運動リーダーを養成し、リーダーが主体となって各地区公民館において地域教室（ステップ運動・スロージョギング）を行う活動を支援します。

##### (2)認知症への理解の取組

認知症高齢者は、現在 65 歳以上高齢者の約 4 人に 1 人が認知症の人又は予備群と言われております、今後更に増加することが見込まれています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症に対する正しい理解が必要です。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域等で認知症の人やその家族を手助けすることができる認知症サポーターを今後も継続して養成します。

##### (3)高齢者の生活支援を行う人材の配置

高齢者の生活支援を行うとともに、介護予防の基盤整備を推進していくため、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を中心となって取り組む「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者の生活支援に取り組みます。

生活支援コーディネーターが高齢者を支援する活動やニーズ、高齢者の活躍の場や取組の情報を集め、情報を紹介したり、地域の助け合いや支えあいの仕組み作りを行ったりすることで、高齢者を支える地域づくりにつなげていきます。

#### (4)自殺対策

日田市では、自殺者数は横ばい状態にあるものの、依然として年間10人以上の自殺者数がいる状況です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。かけがえのない命を少しでも救うため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な関わりやつなぎができる人材を養成し、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

#### (5)児童福祉に関する人材の確保と育成

教育・保育施設の中には、保育士等の不足により、入園希望を断る施設もあります。仕事等を持ちながら子育てをする保護者にとって、入園の可否は大きな問題であり、保育士等の確保は重要な課題です。そのため、日田市出身学生のUターン促進を目的とした保育士等養成校への訪問や市内高校生向けの就職説明会・しごとフェアへの参加、さらに、市内の認定こども園等に正規職員として新たに就職した人に就職応援金を助成するなど、保育士等の確保に取り組みます。

また、仕事を持つ家庭にとって、子どもの健やかな育ちと放課後における安全を確保する放課後児童クラブの需要は高く、重要な役割を果たしていますので、放課後児童クラブの支援員及び補助員に対するスキルアップのための講座を開催し、更なる質の向上を図り、安心して預けられる環境整備に取り組み、家庭と仕事の両立を支援します。

#### (6)食育の推進

日田市民は、塩分摂取量が国の推奨量よりも多く、また野菜の摂取量は1日の摂取目標量よりも少ないことが分かっています。地域において薄味・バランスのとれた料理の普及、食育の普及・啓発を行う「食生活改善推進員」の育成や支援を今後も行い、市民一人ひとりの食を通じた健康の保持・増進を図っていきます。

## 施策2

### 地域福祉の担い手への支援

#### (1)民生委員・児童委員との連携・情報提供

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯などを訪問し、見守りを行ったり、地域住民からの相談に対し福祉サービスの情報を提供したり行政や関係機関につないだりするなど、様々な活動を行っており、その活動は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。地域福祉課題が複雑多様化する中で、民生委員に求められる活動も増加しており、民生委員が行う活動の周知や民生委員に対する必要な情報の提供、活動費の交付など、民生委員活動が円滑に行われるよう支援していきます。

## **(2)福祉委員との連携**（社会福祉協議会事業）

社会福祉協議会は、公的なサービスだけでは解決できない生活福祉課題について、住民同士の相互扶助、公的な制度との連携によって解決することを目的に、その中心的な役割を担うことを期待して「福祉委員」を委嘱しています。福祉委員は、日頃からの近所付き合いや訪問などを通じて生活福祉課題を早期に発見し、民生委員や行政、社会福祉協議会、専門機関などへ連絡や相談を行います。民生委員の負担が大きくなっているため、その活動の手助けを福祉委員と連携を行い、地域福祉の推進を図っていきます。

## **(3)介護人材の確保**

今後、介護を必要とする高齢者が増大することが見込まれる中、それに対応できる介護職員の人材確保が不安視されています。そのため、介護職員の人材確保のため、実効ある対策を国に対して要望していくながら、日田市内の介護サービス事業所と協力し、介護職員の確保・定着のための施策に取り組んでいきます。

## 第3節 身近な相談体制づくり

### ① 相談体制の充実

#### 現状と課題

地域で住民が抱えている生活福祉課題は、行政機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター、ひた生活支援相談センター等で相談に応じていますが、近年、高齢者福祉や児童福祉、障がい福祉などの複数の分野の問題が複合化・複雑化し、また、ひきこもりや8050問題など多様化しています。

これらの問題については、迅速かつ適切に対応することが求められますが、複数の専門機関が連携しないと解決しない場合、周りの人たちが問題に気付いたとしても、なかなか解決策が見つけられず、その問題が深刻化する場合があります。

市民の誰もが身近な地域で相談が受けられるよう相談機能を充実させるとともに、問題が深刻化しないよう多機関の連携を構築・強化していくことが重要です。

#### 施策1 相談体制の構築・連携強化

##### (1) 地域包括ケアシステムの構築

市内4つの日常生活圏域に各1か所の地域包括支援センターを委託により設置運営し、各圏域における総合的な相談窓口機能、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント業務、ケアマネジメント業務を行っています。高齢化がますます進行する中、今後は高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう「医療・予防・介護・生活支援・住まい」を一体的に提供し、かつ包括的な支援・サービスを行うことができる地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

また、医療や介護が必要な状態になっても、誰もが安心して可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する支援体制を構築するため、多職種連携の推進や地域住民への普及啓発の取組を実施します。

##### (2) 総合的な子育て支援拠点の整備

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感が増大しています。保育園や地域子育て支援センター等の地域の身近な場所に、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育てに対する不安や悩み等を相談できる場を提供し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

また、社会全体において子育て能力が低下しており、子育ての悩みや障がいなどの育児の専門的な相談ができる環境の整備、育児に対する不安やストレスからくる虐待防止への対応が求めら

れています。そのため、育児力の低下している家庭や育児に悩みを抱える保護者への支援を行うとともに、親子が共に集い交流し、天候に左右されず子どもが自由に遊べる空間を整備した総合的な子育て支援施設を設置し、子どもの健やかな育成を支援します。

### (3)妊娠期から子育て期までの継続した支援

支援が必要な家庭・乳幼児・児童が年々増加傾向にあり、その背景も複雑・多様化しています。妊娠期から適切な情報提供や支援ができるよう、ウェルピア内に「子育て世代包括支援センター」として窓口を設け、相談支援体制の充実や総合的な支援を行います。

また、育児不安を抱える妊産婦に対して、産科医・小児科医・保健師等による連携強化、さらに、出産後には保健師による全戸対象の母子訪問や乳幼児健康相談、5歳児発達相談会など、妊娠中からの切れ目ない支援を行います。

### (4)犯罪被害者への支援

犯罪が起こった場合、その被害者は、加害者の責任能力や経済能力の不足により十分な補償が受けられないだけでなく、法的手続き、入院や治療等、普段の生活に支障をきたし、風評被害等の二次的被害に遭うなど、被害の拡大が懸念されます。犯罪被害者やその家族が、被害から早期回復し、精神的・金銭的な負担が軽減されるよう、相談体制を整備するとともに、見舞金の給付等の支援を行っていきます。

### (5)多機関の協働による包括的な支援体制の推進

生活福祉課題の複合化、複雑化により、制度の狭間にある課題は、なかなか発見されず、また、一つの相談機関では解決できないものが多いため、問題が深刻化するおそれがあります。支援を必要とする人を早期に把握し、支援につなげるためには、多機関が協働し、包括的な支援を行うことが必要です。そのため、社会福祉協議会やひた生活支援相談センター、地域包括支援センター等の支援機関同士及び行政機関との連携強化、ネットワークの構築を推進します。

## 施策2

### 相談機能の充実

#### (1)健康に関する相談体制の充実

地域における健康相談は内容が多岐にわたるため、相談内容に応じた細やかな指導や助言といった支援が必要となります。相談件数も年々増加傾向、かつ複雑化しているため、関係機関と連携し、問題解決を行うケースもあります。今後も市民が安心して相談できるよう、地区健康相談や窓口相談、電話相談、女性専門相談、介護予防相談など、引き続き相談体制の充実に努めます。

#### (2)子育てに関する相談体制の充実

育児に不安を抱える保護者や支援を要する児童の相談件数は、年々増加傾向にあります。地域の実情把握・相談対応・調査・継続的支援を行うため、現在こども未来課内に設置している家庭児童等相談室を核とした「子ども家庭総合支援拠点」を新たに設置し、各関係機関と連携を図り

ながら支援を行っていきます。また、母子父子自立支援員を配置し、貧困率が高いといわれるひとり親家庭の自立や、生活向上を図るための相談・指導に引き続き取り組み、今後も家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るための支援に努めていきます。

そのほか、ひきこもりがちで育児不安を抱えて子育てをしている保護者は、相談機関の利用や子育て支援拠点等へ出向くことができません。子育てに対する負担感や不安感を抱える家庭に対しては、ボランティアを派遣し、「傾聴」と「協働」により保護者の負担感や不安感の軽減を図る事業委託の取組も継続していきます。

### (3)子育てサービスに関する相談体制の充実

利用者が様々な子育て支援サービスの中から自分の家庭に一番ふさわしいものを選択することは難しいため、子育て家庭がニーズにあった支援を選択して利用できるよう、こども未来課窓口に専任職員を配置し、情報の提供や相談・援助等を行っています。今後も教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する保護者からの相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供や助言を引き続き行います。

### (4)障がい者に関する相談体制の充実

障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるためには、専門的な知識に基づいた情報の提供やサービス利用等の支援が重要であり、相談件数や延べ相談人数も年々増加しています。相談支援事業所と連携し、障がい者や家族からの相談に応じた必要な情報提供や支援に引き続き取り組んでいきます。

### (5)消費生活に関する相談体制の充実

悪質商法の手口は年々複雑・巧妙化し、消費者被害が深刻化する中、相談内容も多種多岐にわたっています。消費者被害の未然防止及び早期解決のため、市民の誰もが身近な地域で専門的な相談が受けられるよう相談体制を充実させる必要があります。現在、いつでも消費生活相談を受けられるように消費生活センターを市役所内に設置し、専門的な知識を有した相談員を配置しています。今後も社会福祉協議会等の福祉関係団体と連携し、消費生活センターの周知を図り、消費者被害防止に努めています。

### (6)地区集会所における相談体制の充実

地区集会所は、地域の拠点として、地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について対応してきました。今後も住民に身近な圏域において相談を包括的に受け止め、必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関などの関係機関につなぐことのできる場として、相談支援体制の充実に努め、地域社会全体の福祉の向上を図っていきます。

### 施策3

## 生活困窮者等を支援する体制整備

### (1)生活困窮者自立支援の取組

生活保護受給者以外の生活困窮者については、日田市では平成27年4月から市役所内に「ひた生活支援相談センター」を設置し、相談・支援を行っています。

ひた生活支援相談センターの相談件数は、ほぼ横ばい状況で、現在多くの生活困窮者がいることから、相談支援（自立相談支援事業）、就職活動を支えるための家賃費用の有期給付（住居確保給付金）、家計の状況把握と改善（家計改善支援事業）、住居喪失者に対する衣食住等の提供（一時生活支援事業）、就労に向けた就労自立のための支援（就労準備支援事業）といった事業を組み合わせながら、今後も本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談・自立支援を行います。

### (2)生活保護受給前の相談体制の充実

日田市の生活保護の被保護人員・保護率は、減少傾向となっていますが、生活保護受給前の段階で、生活保護以外の方策の活用により、生活中に困窮している人が生活保護を受給しないで済むようになることが大切です。生活に困窮した生活保護の相談者に対し、専門的知識を有する相談員がきめ細やかな助言など、生活保護受給前の人への支援を行うとともに、生活保護の適正実施を推進するなど相談体制の充実に努めます。

### (3)生活保護受給後の支援

生活保護受給者は、身体的な障がいや傷病を抱えている人、生活習慣に課題のある人など、就労に向けた課題を抱えている場合が多くあります。そこで、生活保護受給者で、稼働能力を有する人に対し、生活保護のケースワーカーと就労支援員が公共職業安定所と連携し、対象者の就労に向けた課題や、態様・ニーズに応じた支援を行い、社会的自立や経済的自立につなげていきます。

### (4)ひきこもりに対する支援

ひきこもりについては、内閣府がひきこもりの人の推計を出すなど、全国的な問題となっています。ひきこもりの相談支援は、生活困窮者自立支援法に基づく「ひた生活支援相談センター」を中心に行っていますが、ひきこもり問題はひきこもりに至った経緯や期間などが様々であるため、解決に至るまでに長い時間を要し、難しい問題です。

ひきこもりに関する支援として、広報紙の活用やリーフレットの配布を行い、ひきこもりの状態にある人やその家族に、相談窓口や支援に関する情報を確実に届けていきます。また、生活困窮者自立支援法に定められている「支援会議」を活用し、関係機関との連携、必要な情報交換や支援体制づくりを進めています。

さらに、ひきこもりに関する問題等の原因が複合的で多様な相談については、まずは相談の入り口として、いったん包括的に受け止め、課題の内容に応じて関係機関につないだり、連携したりする「断らない相談窓口」についても検討していきます。

## ② 情報提供の整備

### 現状と課題

市では、主に広報紙やホームページ等により、医療、健康などの福祉情報やまちづくりに関する情報等を提供しています。こうした情報が必要とする人に届くことは、地域で暮らしていく上の安心につながったり、地域活動のきっかけや活性化につながったりします。

市民アンケート結果では、ボランティア活動の輪を広げるために重要なものとして、「活動の内容を周知する広報の充実」が、地域の助け合いの活動を活発化するために重要なものとして、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」の回答が多くなっています。

住民一人ひとりが積極的に情報を収集し、地域住民同士の情報交換を行うことも大切ですが、必要な情報が必要な人に届くようにするために、積極的な情報提供を行っていかなければなりません。

### 施策

#### 地域福祉情報の提供

##### (1)情報提供の充実

地域福祉に関する情報などの生活に必要な情報は、「誰もが容易に取得できる」ようにしなければならず、行政情報を発信することの重要性を認識して市民と情報共有を図る必要があります。以前はほとんどが広報紙を主体としてきましたが、市民のニーズに応じ、ホームページ、SNS、ツイッターと発信媒体を増やし、情報発信を行っています。今後も市民が容易に取得できる媒体の活用を図るとともに、市からの地域福祉情報の発信にあたっては、市民が情報を得やすいよう情報提供の充実に努めます。

##### (2)子育てガイドブックの発行

子育てに関する相談窓口や施設、支援などはとても種類が多いため、子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供しようと、現在、民間企業と共同製作し、出産・子育てに関する各種支援サービスや相談窓口を紹介する市民向けの子育て情報誌を発行しています。今後も子育て中の保護者が容易に情報を受け取ることができる手段の一つとして、発行を継続していきます。

##### (3)介護保険に関するパンフレットの作成

介護保険のサービス内容や利用方法は、要介護度や使うサービスにより異なるため、市民にとってはわかりにくいものです。介護保険で受けられるサービスや料金、利用方法などをまとめたパンフレットを3年に1度作成し、全世帯へ配布することで、介護保険に関する内容の周知を図っていきます。

#### (4)消費者被害情報の提供

消費者被害の未然防止のためには、消費者自身が消費者問題に関心を持ち、正しい知識を身に付けることが必要です。そのため、消費者セミナーを公民館等の地域で開催するとともに、市ホームページ・広報等で消費者被害の実態についての情報提供や注意喚起を行っていきます。また、消費者団体の活動を支援し、団体が行う消費者の知識習得の支援及び消費生活展での発信を行います。

## 第4節 暮らしを支える環境づくり

### ① 安心して外出できる環境整備

#### 現状と課題

市民アンケート結果において、高齢者の住みよいまちをつくるために今後重要なものとして、「高齢者が利用・移動しやすい交通手段の確保」が最も多くなっており、高齢化や運転免許証の自主返納などにより、ますます交通手段の確保は大切です。市では、交通手段を持たない人が生活しやすく、また、安心して生活できるよう路線バスの維持確保や市内循環バス、乗合タクシー、デマンドバス等の公共交通対策事業を行っています。路線バス等については、高齢化の進行、過疎化により利用者数が減少傾向にあり、さらに充実することが求められていますが、そのためには行政と交通事業者の連携とともに、住民の公共交通機関の利用促進が不可欠でもあります。

また、屋外での移動が困難な障がい者が安心して外出できるよう、外出サポート事業等により移動を支援することも必要です。

高齢者や障がいのある人だけでなく、子どもや妊産婦、すべての人が安心して生活・外出できる環境は、その人の活力を引き出すことにもつながります。すべての人が安心して生活・外出できる環境を目指し、特に不特定多数の人が利用する公共施設等については、バリアフリー化等の推進の必要性が高いと言えます。

#### 施策 1

#### 移動手段の確保

##### (1)暮らしを守る地域公共交通づくり

市では、必要不可欠な民間バス路線の赤字補填によるバス路線の維持、廃止路線となった民間路線バスに対する代替バスの運行、公共交通空白地域における乗合タクシーの運行、上津江・中津江地区の全域や大山地区の一部地域における予約制の市営デマンドバスの運行、スクールバスの空き時間を利用した福祉バスや市中心部の循環バスの運行など、様々な方策により、地域住民の通院や買い物等における生活交通を確保する取組を進めてきました。しかし、人口減少や高齢化、過疎化の進行により、地域公共交通の重要性はますます高まっているのが現状です。

公共交通は、地域づくりや地域福祉の推進の上で重要な役割を持つことから、持続可能な公共交通ネットワークの維持確保、利便性の向上を図りながら、交通事業者や地域の人たちと一緒にあって地域の実態にあった交通体系・交通手段の確保ができるよう取り組んでいきます。

##### (2)障がい者の移動支援

知的障がい、精神障がい又は視覚障がいを持つ人は、移動に著しい困難を持っており、気軽に外出することができません。相談支援事業所と連携し、移動の援護や移動に必要な情報の提供などをを行い、障がい者の移動に対する支援を行います。

また、身体的に障がいのある人なども公共交通機関を利用することが困難な場合があります。そのため、タクシー等の初乗り料金の補助を行い、移動手段の確保を図っていきます。

### (3)高齢者の移動支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしを続けるためには、高齢者一人ひとりの状態やその変化に応じて、適切なサービスや多様な支援を提供することが必要です。

高齢者に対する外出支援や買い物支援、見守りなど、日常生活上の支援体制の充実を図るため、支援の担い手の育成や地域での互助活動の中心となる協議体の設置に向けて支援を行います。

## 施策2 バリアフリー化の促進

### (1)障がい者住宅のバリアフリー化

在宅重度障がい者や同居する家族等が、生活上支障のある設備の改造（バリアフリー化）を行う場合、その必要経費は大きな負担となります。そのため、必要な費用の一部を助成し、障がい者が安心して暮らせる環境の整備を支援します。

### (2)高齢者住宅のバリアフリー化

在宅高齢者が寝たきりの状態となることを予防するとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅改造を行う場合、その必要経費は大きな負担となります。そのため、手摺設置・段差解消等の対象工事に対して必要な費用の一部を助成し、高齢者及び介護者が安心して暮らせる環境の整備を支援します。

### (3)公共施設のバリアフリー化

公共施設は不特定多数の人が利用するため、利用者に配慮したバリアフリー化はとても重要です。そのため、市施設の新築、増築、改築等を行う場合には、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるよう、施設の整備を行います。

### (4)カラーユニバーサルデザインの推進

市が配布する様々な印刷物は、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるよう配慮して作成する必要があります。特に印刷物は視覚でとらえるものである以上、色覚や視覚に障がいがある人や加齢とともに視力が低下した高齢者などにも見やすく分かりやすいものでなければなりません。市の印刷物の作成にあたっては、カラーユニバーサルデザインに基づいた作成のガイドラインを周知し、誰もが見やすいものとなるよう取り組みます。

### 施策 3

### 安全な交通アクセスの整備

#### (1)通学路における児童生徒の安全確保

平成 24 年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したため、関係機関と通学路の安全確保に係る必要な対策内容について協議し、継続して通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「日田市通学路交通安全プログラム」を策定しています。年度当初に各学校において通学路の点検を実施し、その後、通学路安全推進会議において、点検結果に基づき、道路管理者や警察等の関係機関と情報共有を行うとともに、具体的な改善策について検討・協議し、さらには関係機関に働きかけを行うなど、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

#### (2)生活関連道路の安全対策・整備

市民に身近で欠かせない生活道路の整備に対する要望は多く、拡幅や離合所設置などの改良や側溝等の施設整備により安全性や利便性の向上を図ります。

また、見通しの悪い交差点、カーブ及び道路との高低差が大きいなどの危険な箇所については、交通事故の防止や被害の軽減のためカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を整備し、利用者が安心して通行できる安全性の高い道路環境を整備します。

#### (3)交通安全の啓発

車の利用は地方都市において欠かすことができません。人と車の共生を目指して、安全で快適な交通社会を実現するため、地域や関係団体と協力した交通安全の啓発活動の実施や交通安全教室の開催など、運転者と歩行者の交通安全意識の高揚に努めていきます。

## ② 安心して暮らせる環境づくり

### 現状と課題

人口減少や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、地域で生活する高齢者を地域が見守る活動があります必要になっており、高齢者が地域で孤立することの防止及び災害時等の地域における高齢者の見守りを強化していくためのネットワークづくりや更なる関係機関等の連携強化が必要です。

そのほか、小学生等が不審者に声をかけられる事案が市内でも発生しています。学校や保護者だけではなく、地域の各種団体等が連携し、子どもを見守り、安全確保に向けた取組を行っていく必要があります。

また、日田市は近年、大きな災害被害が発生しており、地震や風水害等が発生した際の要援護者への対応が大きな課題となっています。災害時の要援護者台帳については、民生委員・児童委員と協力し、整備に取り組み、台帳を民生委員等に配布し、災害時の避難行動支援や平常時における地域の見守り活動に活用していますが、日頃から避難行動支援をどのように行うか、確認し合うなどの取組が求められています。

さらに、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられ、意思決定が困難な人の権利と利益の擁護を図るよう取り組んでいかなければなりません。

### 施策 1

#### 見守りネットワークの充実

##### (1) 食を通した高齢者の安全確認

近年、一人暮らしの高齢者が孤立死をするという事件も発生しており、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の孤立死の未然防止、見守りが必要です。また、健康で過ごすためには、栄養バランスの取れた食生活を送ることも欠かせません。事業の一部を民間事業者等に委託し、栄養バランスの取れた食事の調理及び居宅への配達を行い、配食時において高齢者の安否確認を行うとともに、有事の際には関係機関への連絡等必要な措置を行う取組を進めています。

##### (2) ひた高齢者等見守りあんしんネットの取組

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して孤立することのない生活を送るため、地域の実情に応じた高齢者等を見守る体制を構築する必要があります。日頃から高齢者等と接する機会の多い生活関連事業者と連携・協働して「ひた高齢者等見守りあんしんネット」を構築しており、生活関連事業者が高齢者等世帯を訪問、又は高齢者等が来店した際に様子に異変が疑われる場合は市や警察署に通報し、市と警察署が連携して迅速に対応するよう努めます。

### (3)認知症高齢者の見守り支援

在宅で高齢者を介護している家族等の負担軽減を図るため、同じ悩みを持つ介護者相互の交流会を開催し、不安の軽減を図るとともに、地域の高齢者が安心して生活を継続できるよう、相談窓口開設や行方不明者早期発見のネットワークづくりなど、地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築に向けた支援を行います。

### (4)障がい者の地域生活定着へ向けた支援

自宅において単身で生活する障がい者や同居している家族等が、障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込まれない状況にある場合、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による支援体制が必要です。入所施設や精神科病院から退所又は退院した人や地域生活が不安定な人などに対しては面接によるアセスメントを実施し、生活状況や緊急時の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成して常時の連絡体制を確保しながら、緊急訪問や相談など必要な支援を行っていきます。

### (5)不審事案発生時の周知と情報提供

犯罪、事故及び災害等による被害を未然に防止するため、不審事案等が発生した場合には、無線放送やホームページ、又は携帯メールシステムを活用して広く市民に周知するとともに、関係部署と相互に連携し、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現に取り組んでいきます。

## 施策2

### 災害時の見守りネットワークづくり

#### (1)災害時の支援とネットワークづくり

現在、高齢者や障がい者など、災害発生時に避難支援が必要となる避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所生活などに関し、地域での支援を行うため、必要な情報（介護や障がいの状況及び程度、避難支援員の情報や緊急時の連絡先など）を記載した災害時要援護者台帳を地域の支援関係者の協力のもと整備し、支援関係機関（自治会、自主防災組織、民生委員、警察署など）へ情報提供して災害時・緊急時における安心・安全の確保を図っています。

また、高齢者や障がい者、乳幼児その他特に配慮を必要とする方など（要配慮者）で、指定避難所（一次避難所）における避難生活が著しく困難となった人を対象に、市内の社会福祉施設等を福祉避難所として利用できるよう協定を結んでいます。

災害発生時には、避難行動要支援者は一般の人々と同じような危険回避行動や避難行動を行うことが困難で、避難生活、生活の再建、復旧活動において他者による援護を必要とするため、災害時等において各種支援活動を円滑に行える地域と連携した協力体制の整備を促進していきます。

さらに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急連絡先・かかりつけ医・既往症などの情報を記載した容器（キット）の配備や緊急通報装置の貸与など、急病やけが、災害などの緊急時の安心・安全の確保を図っています。

## (2)自主防災組織への支援

ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、行政の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しく、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより、被害の軽減を図ることができます。

日田市は、近年の大規模災害の教訓から地域防災力の強化など、減災につながる対策の充実強化が喫緊の課題となっています。自主防災組織は、地域防災力の向上とともに地域社会での連帯意識の醸成にもつながるため、自主防災組織の活動に必要な備品の購入及び訓練に要する経費に対し助成を行い、自主防災組織の活動を支援していきます。

## 施策3

### 権利擁護への支援

#### 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

##### (1)現状と課題

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に對し、法的に権限を与えられた成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。しかし、社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されておらず、また、財産管理に関する支援が中心となっており、意思決定支援や福祉的な支援に乏しい運用になっているのが現状です。

日田市では、県弁護士会等で編成された大分高齢者虐待対応チームとの個別事例の相談や助言、市が実施する事例検討会や研修会への講師の派遣などを通した支援体制の構築、また、成年後見に要する申立て費用の負担や、身寄りがいないなどの理由で裁判所に申立てをする人がいない場合の市長申立の円滑な実施に関する支援などを行っています。

さらに、成年後見人等の活動に必要な知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手となる市民後見人の養成について、社会福祉協議会の事業として取り組んでいるところです。

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画により、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務化されました。

今後は市において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のための仕組みを作り、制度の広報、相談、利用促進等の各機能を整備していきます。

##### (2)成年後見センターの設置

認知症を疑われる高齢者や単独世帯の高齢者・障がい者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は今後高まっていくと考えられます。現在、成年後見を主に担っている弁護士や司法書士等の専門職にあっては、低所得者等は経費を含めて敷居が高く、今のままで成年後見制度の利用促進にはつながっていません。

地域において、成年後見制度の活用が必要であるにもかかわらず、適切な後見人等の候補者がいない、あるいは、鑑定にかかる費用や後見報酬などの経済的問題や申立てが可能な親族がないことによって申立てができず、成年後見制度の利用に至らないということがあってはなりません。

そこで、成年後見制度の利用が必要な人が、支援を受けやすく、また安心して利用できるよう、成年後見制度における後見等の業務を法人が行う「成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用促進を図っていきます。なお、設置にあたっては、日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）を通じて地域における権利擁護支援に関して既に一定の役割を果たしていること、また、成年後見制度に関する地域福祉の担い手である市民後見人の養成等に取り組んでいること等から、社会福祉協議会に委託し実施します。

### (3)協議会と中核機関の設置

成年後見制度に関する専門的な相談や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」の設置について取り組み、成年後見制度の利用を地域において支援します。

協議会では、成年後見制度利用に関するケース会議の開催や支援、多職種間での情報交換や意見の交換などの連携を行い、制度の普及啓発や課題の調整、解決を行います。

また、協議会の中に、協議会の運営及び権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に支援につなげる地域連携（地域連携ネットワーク）の中心となる中核機関を設置します。中核機関は、成年後見制度の広報・啓発、相談、受任者の調整や市民後見人等の育成、後見人の支援を行い、地域における成年後見制度に関する連携・対応強化の継続的な取組を推進していきます。

なお、中核機関の設置については、今後設置する成年後見センターが、成年後見制度利用に関する様々なケースに対応できる専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積した上で担うこととし、協議会の設置についても、中核機関の設置に合わせて実施します。

### (4)成年後見制度の普及啓発の推進

成年後見制度は、本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であり、利用する人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し、支援につなげることが必要です。そのため、成年後見制度の普及啓発について、成年後見センター等と連携し、広く市民に周知していきます。

なお、成年後見制度の利用にあたっては、本人の利益となるよう、社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）との適切な連携など、多面的に取り組みます。

### (5)申立ての支援

成年後見に要する申立て費用の負担や、身寄りがいないなどの理由で裁判所に申立てをする人がいない場合の市長申立の円滑な実施に関する支援を行い、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

## (6)市民後見人の養成・支援

現在、社会福祉協議会の事業として、市民後見人の養成を行っています。市民後見人は、住民同士という身近な関係を生かし、身上監護面を中心に、その人の生活に寄り添う支援が期待できます。また、市民後見人の活動は、判断能力が不十分な人の権利を擁護、支援するという直接的な効果だけでなく、地域福祉活動の一つとして、住民同士が支えあうコミュニティづくりにつながるという効果も期待できます。今後も市民後見に関する理解と社会貢献、地域福祉活動に意欲を持つ人に対する研修等や支援を継続して行い、成年後見等の担い手を確保していくよう努めます。

### 施策4

### 社会福祉協議会活動の充実

社会福祉協議会は、地域の様々な生活課題や福祉問題に対し、各種事業の企画、実施や地区社会福祉協議会というネットワークによる事業の展開、あるいは地域住民の参加を促進しながら、地域福祉の活動に取り組んでおり、市とともに地域福祉推進の主体です。社会福祉協議会が担う役割は、地域福祉課題が多様化している中でますます大きくなっていると言えます。そのため、社会福祉協議会の活動が充実し、地域住民の生活福祉の向上につながるよう、市と社会福祉協議会との連携推進を図っていきます。

## 第5節 S D G s（持続可能な開発目標）との関係

平成 27（2015）年に国連サミットで S D G s（持続可能な開発目標）が採択され、国際的にも持続可能な社会の実現が共通の課題となり、国においても総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「S D G s 推進本部」を設置し取り組んでいます。

S D G s（えすでいじーず）とは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年までを期限とする 17 の国際目標で、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、すべての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標であり、S D G s 達成に向け政府が定めた S D G s 実施指針（2016 年 12 月決定）では、地方自治体の各種計画等に S D G s の要素を最大限反映させることとされています。

このため、S D G s の 17 の目標と本計画に掲げる推進目標がどのように関連して繋がるものかをわかりやすく整理した対応表を次ページのように示します。



